

制限表面とは



富士山静岡空港株式会社からのお知らせ

～空の安全にご協力ください～

○必要な理由

- ・空港に離着陸する航空機は、空港周辺を高度を下げて飛行します。こうした航空機が安全に飛行できるようにするためには、空港周辺の一定の空間を障害物がない状態に保つ必要があり、このため、制限表面が設けられています。
- ・制限表面とは、こうした障害物がない状態に保つ必要がある空間の底面をいいます。

○制限の内容

- ・制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することが禁止されています。ただし、水平表面に係る物件のうち、仮設物や避雷設備などについては、空港運営権者（富士山静岡空港株式会社）の承認を受けて設置できる場合があります。（航空法第49条第1項）
（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第3章第12条）
- ・制限表面の上に出ない物件であっても制限表面に近接する物件や、地表から60m以上の高さの物件については、航空障害灯の設置が義務付けられています。さらに、地表から60m以上の高さの物件については、昼間障害標識の設置が義務付けられる場合もあります。（航空法第51条第1項、第51条の2第1項）
- ・無人航空機（ドローン等）については、制限表面の上に出る飛行が禁止されています。飛行させたい場合は、国土交通省への申請が必要です。違反した場合は、50万円以下の罰金などの罰則が科されます。（航空法第132条第1項第1号、航空法施行規則第236条第1項第2号）

○静岡空港の制限表面 ※制限表面概念図をご参照ください。

- ・**進入表面** 空港に着陸するため最終進入し、又は離陸直後に直線飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。
空港の着陸帯（滑走路を中心に延長2,620m、幅300mの区域）の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するものをいいます。（航空法第2条第8項）
なお、進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面のことをいいます。（航空法第2条第7項）
- ・**転移表面** 着陸をやり直すための進入復行など滑走路の側面方向へ飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。
進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面で、その末端が水平表面との接線になる部分をいいます。（航空法第2条第10項）
- ・**水平表面** 旋回飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。
空港の標点（標高132m）の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径3,500mで描いた円周で囲まれた部分をいいます。（航空法第2条第9項）

静岡空港の周辺（下図に示す区域）には、航空機の飛行の安全を確保するため、国の法律により建造物等の物件（※1）の高さが制限される「制限表面」（※2）が設定されています。

物件の高さ制限は、物件の設置場所や地表からの高さにより異なります。下図に示す区域で物件の設置等を計画されている方は、事前に富士山静岡空港株式会社までお問い合わせください。制限表面や高さ制限などについて詳しく説明いたします。

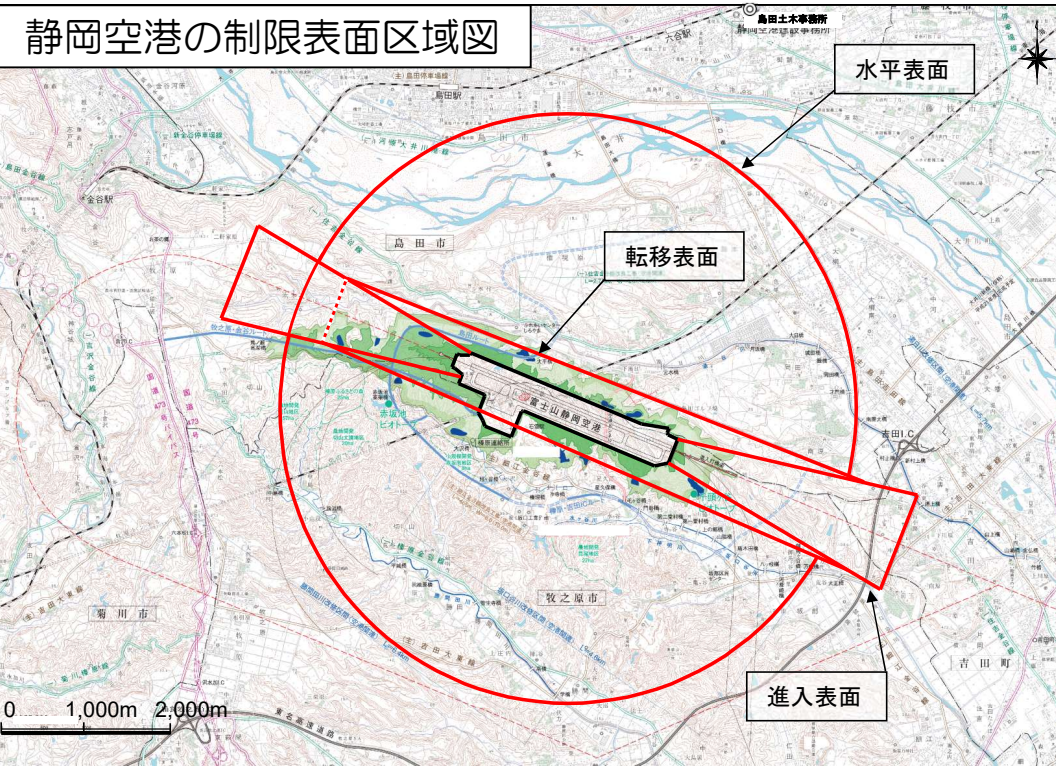
静岡空港周辺の空の安全にご協力ください。

※1 物件には、建築物、煙突、鉄塔、電信柱などの建造物はもちろんのこと、TVアンテナ、防霜ファン、看板、電線、植物などのほか、一時的に使用されるアドバルーンやクレーン、無人航空機（ドローン等）なども含まれます。

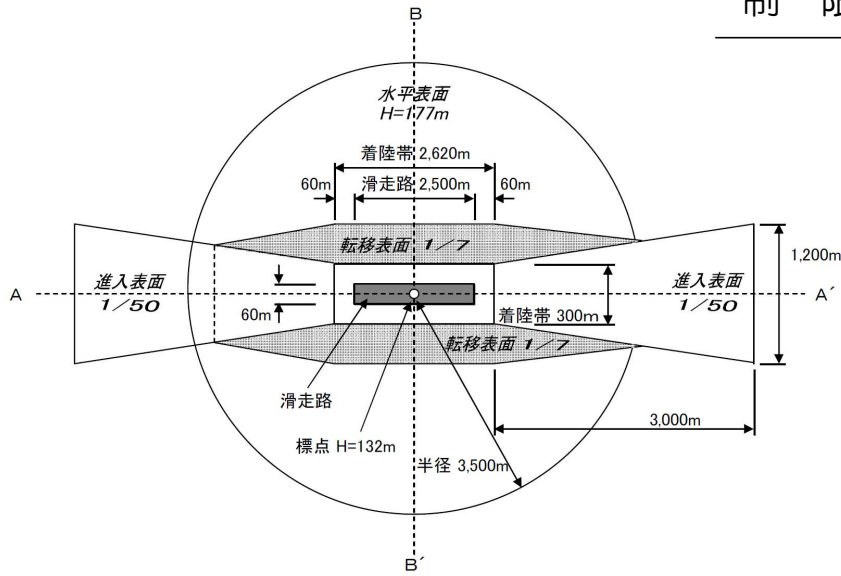
※2 「進入表面」、「転移表面」及び「水平表面」の3つがあります。詳しくは、このリーフレットで説明します。

【お問い合わせ先】

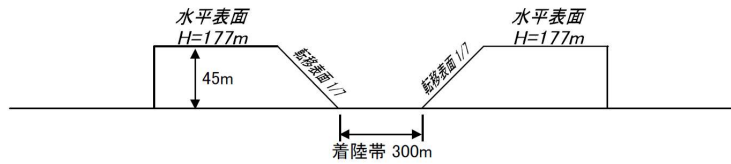
富士山静岡空港株式会社 空港運用部
〒421-0411 牧之原市坂口3336番地4
電話 <0548> 29-2212 FAX <0548> 29-2009



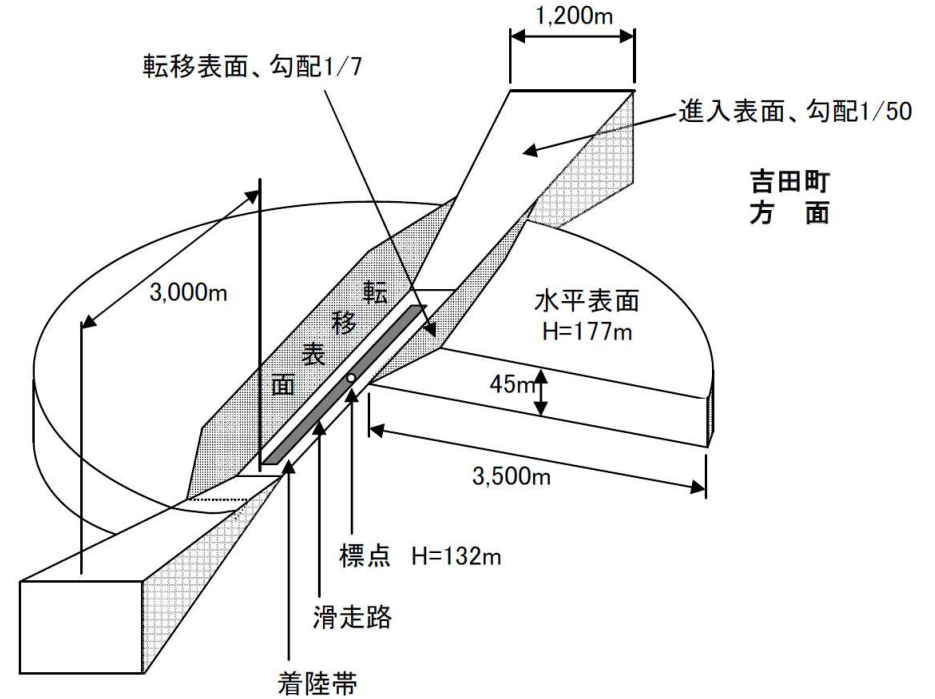
制限表面概念図



B-B' 断面

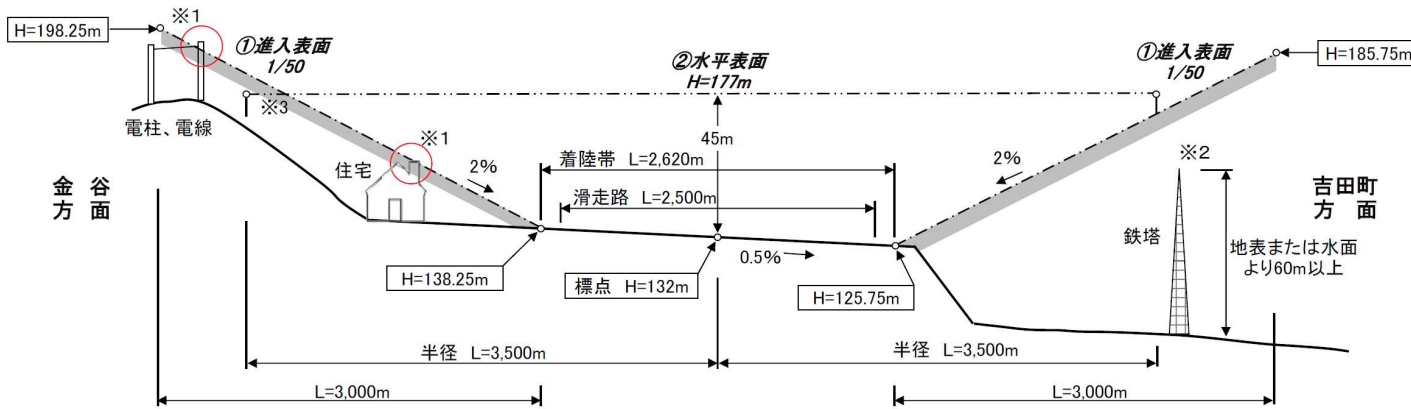


A-A' 断面



金谷方面

吉田町方面



- ※1 制限表面の上に出る高さの建造物等の物件の設置は禁止されています。制限表面の上に出ない物件の場合でも、制限表面に近接する場合には、航空障害灯の設置が義務付けられています。
- ※2 地表または水面より60m以上の高さの物件には、航空障害灯の設置が義務付けられており、また、昼間障害標識の設置が義務付けられる場合があります。
- ※3 進入表面と水平表面が一致する区域においては、進入表面により高さの制限を受けます。
(平成元年8月8日付事務連絡「制限表面の投影面が一致する区域の取扱いについて」による)

静岡空港の規格と制限表面

空港の種類		陸上空港	
空港の規格	着陸帯の等級		B
	滑走路	長さ	2,500m
		幅	60m
	着陸帯	長さ	2,620m
幅		300m	
制限表面	進入区域	長さ	3,000m
		内側底面の長さ	300m
	外側底面の長さ	1,200m	
	進入表面の水平に対する勾配	1/50	
	転移表面	勾配	1/7
水平表面	半径の長さ	3,500m	
	標点からの高さ	45m	
航空法第40条告示		平成8年7月30日	
標点位置 (世界測地系)		北緯 34度47分46秒 東経 138度11分22秒	
標高		132.0m	
RWY12側末端標高		138.25m	
RWY30側末端標高		125.75m	